

自宅に突然、近所で行う工事のあいさつに訪れたという業者の男性がやって来て、「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検する」と言われた。点検してもらったところ、「このままだと雨漏りする。修繕は早いほうがいい」と勧められ、修理を依頼した。しかし、修理の具体的な内容や金額も聞いておらず、契約書ももらっていない。修理後、高額請求を受けた。

(60歳代 男性)

屋根工事を巡り、「点検商法」のトラブルが増えています。2022年度に全国の消費生活センターなどに寄せられた点検商法の相談のうち、屋根工事に関する相談は2,885件で、過去5年で最も多く、18年度の約3倍になっています。

悪質な業者は、消費者が断りにくい巧みな話術で近づいてきます。今回の事例のように「工事のあいさつに来た」と言われれば、消費者は「あいさつなら対応しないと失礼」と思い、ドアを開けてしまいがちです。しかし、実際に近所で工事を行っているとは限りません。

業者は「屋根瓦がずれている」「このままだと雨漏りする」「瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」などと消費者の不安をあおり、点検や工事を契約するように仕向けます。屋根は外から見えるため、業者は家の中に入らなくても不具合を確認できます。一方、消費者自身は工事が必要かどうかの判断が難しく、業者の言葉を信用してしまうため、点検商法の標的になりやすいのです。

屋根工事は高額な契約になることも多く、工事内容が分かりにくいのが特徴です。複数の業者から見積もりを取って比較検討し、総合的に判断しましょう。せかされても、その場で契約しないことが大切です。突然訪問してきた業者には、たとえ無料と言われても安易に依頼しないようにしてください。

施工後であっても、クーリング・オフできる場合もあります。少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。